

# 仕様書

イノベーション推進部

## 1. 件名

研究開発型スタートアップ支援事業/J-Startup 情報発信の拠点形成に関する調査

## 2. 目的

J-Startup プログラムは 2018 年に設立し、合わせて J-Startup Web サイトも同時期に運用を開始し、当初は J-Startup プログラムの認知度向上を主体に情報発信する場となっていた。本 Web サイトの運営を開始して 5 年を経過した現在、J-Startup Web サイトから発信すべき情報について、J-Startup プログラム、J-Startup 企業、スタートアップエコシステムの情報発信の拠点とし、更に継続的な情報発信の運用などに課題を抱えていた。

本事業では、J-Startup プログラム、J-Startup 企業、スタートアップエコシステム形成に向けた情報発信の有益性・継続的な情報発信の実現性を調査・試行・評価することで J-Startup プログラムの有効な情報発信方法の在り方について検討を行う。

## 3. 内容

J-Startup プログラムの情報発信の拠点である「J-Startup Web サイト」において、情報発信の在り方を具体的に検討する。試行として Web サイトをリニューアルし、その結果を評価することで情報発信の拠点としてのコンテンツの在り方、継続的な情報発信の運用方法をまとめて、J-Startup プログラムの情報発信拠点の在り方に関する提言を獲得する。

### 3-1. 情報発信の課題分析・試行・効果測定

別紙 1「J-Startup Web サイト方針書」に基づいて、Web サイト全体の構成、発信すべきコンテンツの在り方を検討する。

- ① J-Startup プログラムの情報発信の拠点としての在り方を検討する。
- ② 調査結果に基づいて、情報発信すべきコンテンツ・サイト開発を試行的に行う。情報発信方法やその詳細な検討内容については、協議の上進めていく。
- ③ 情報発信の拠点として、継続的な情報発信が行えるようなコンテンツリニューアル・運用の容易性を検討する。
- ④ 3-2 項で開発したサイトの効果を測定（ヒアリング等）し、今後の改善点をまとめる。

### 3-2. サイト開発

J-Startup ホームページのサイト開発は、下記要件を遵守して開発を行い、開発したサイトは書面にまとめて報告する。

#### 3-2-1. 情報セキュリティ要件等

別紙 2「情報セキュリティに関する事項」（出典：経済産業省）、及び発注者の情報セキュリティポリシーに準拠したサイト設計をすること。なお、立行政法人情報処理推進機構の「安全なウェブサイトの作り方」、内閣サイバ

ーセキュリティセンター発行の「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」を参考にセキュリティ確保に努めること。

### 3-2-2. サイト開発要件

別紙1「J-Startup Web サイト方針書」を熟読し、本方針書の主旨に則り、イメージ案等を参考としてサイト開発を行うこと。

J-Startup プログラムの課題感、想定ターゲットに向けた情報発信、コンセプト、を意識したコンテンツを検討し、情報発信拠点としての Web サイトの開発を実施する。

- ① J-Startup ホームページとしての Web サイトの構成を決めて、全体像を設計すること。
- ② 「J-Startup Web サイト方針書」の 2-2 項の「スタートアップの価値発信」は、J-Startup 企業を 10 社程を目途に具体的に情報発信としてのコンテンツの作成を行う。
- ③ J-Startup 企業全社の情報発信を今後も継続発信するためのフレームワークを作成すること。
- ④ サポート企業紹介、政府系発信情報など、各ページでの情報発信方法を検討し、作成すること。
- ⑤ その他のサイト構成要素の各ページを開発すること。
- ⑥ 各サイトの開発は協議の上、実行すること。

### 3-2-3. コンテンツ運用方針の検討

情報発信拠点としては、定期的な情報のアップデートが必要である。アップデートが継続的に実現できるようなコンテンツ運用方針を検討すること。

- ① コンテンツは継続的にアップデートができるように、CMS でのアップデート作業の容易化を図ること。  
使用する CMS で生成されるウェブコンテンツは、原則として全て静的に生成されたウェブコンテンツとする。ただし、必要に応じて動的に生成されることが適当なウェブコンテンツを提案する場合は、別途協議の上決定する。  
なお、アップデートは、セキュリティ確保のため、J-Startup 事務局員が行う。
- ② 英語版サイトのコンテンツを実現すること。
- ③ CMS でのアップデートマニュアルを作成すること。
- ④ コンテンツ運用に関しては、協議の上決定する。

### 3-2-4. データ移行

現行運用している「J-Startup ホームページ」の掲載データは、新規 Web サイトに移行して使用する。

- ① コンテンツ運用に関しては、協議の上決定する。
- ② 対象範囲は、原則現行公開している Web コンテンツ全てとするが、協議の上対応する。
- ③ 新規開発コンテンツを検討し、その新規コンテンツに必要なデータは最適な方法で、受託者が移行する。
- ④ データ移行に際する詳細は、協議の上実施する。

### 3-2-5. Web サイト機能不全

Web サイトがサーバーダウン等により機能不全を起こした場合は、機能不全の原因究明に協力ください。  
原因究明は、協議の上対応する。

開発したサイトに原因があった場合は、可及的速やかに必要な対応を行い、Web サイトを復旧させる。

### 3-3. 効果測定及び改善提案

「3-1. 情報発信の課題分析・試行・効果測定」及び「3-2. サイト開発」、に記載の情報発信に関して、効果測定を実施し、次の改善点としてまとめて報告する。

効果測定方法は、協議の上で実施する。

## 4. 調査期間

NEDO が指定する日 (2023 年度) から 2024 年 3 月 29 日 (金) まで

## 5. 報告書

提出期限：2024 年 3 月 29 日 (金)

提出方法：N E D O プロジェクトマネジメントシステム (PMS) による提出

「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って作成の上、提出のこと。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

## 6. 報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に NEDO が実施する報告会 (非公開予定) 等において報告すること。

## 7. その他

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。

- (1) 受注者は、人件費、作成費等の本業務に係る諸経費すべてを負担すること。
- (2) 著作権 (著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。) 及び所有権は発注者に帰属するものとし、受注者は著作物及びこれに類するものについて、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 第三者の著作物を使用する場合の著作権の取り扱い
  - ① 製作物に、第三者が権利を有する既存著作物を使用する場合は、使用許諾条件を確認したうえで、無償かつ無制限に使用できるものを優先し、手続き等に必要な費用は受注者が負担すること。
  - ② 製作物に、第三者が権利を有する既存著作物が含まれる場合は、受注者は当該既存著作物使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。この場合、受注者は当該既存著作物の内容について事前に発注者の了承を得ること。
- (4) 納入後 1 年以内に受注者の責に帰すべき事由による瑕疵があることが判明した場合は、発注者から瑕疵の連絡を受けてから 15 営業日以内に瑕疵を修補した Web ページを制作し発注者に納入すること。
- (5) 仕様に無い事項又は仕様について生じた疑義は、発注者と協議のうえ解決すること。

以上